

狩猟免許の更新試験について

狩猟免許の更新を受けようとする方は、適性試験を受けなければならない、また、講習会を受ける必要がありますので、次の申請書類等をお住まいの住所地を管轄する下記（Ⅱ）の県の出先機関へ提出ください。

なお、今年度の更新講習会及び適性試験は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施方法に変更がありますので「(Ⅲ)免許更新試験」及び「狩猟免許更新講習会の受講にあたっての注意事項」をご確認ください。

(Ⅰ) 提出書類

① 狩猟免許更新申請書（様式第4号）

- ア) 別添の記入例を参考に、黒のボールペンで必要事項を記入してください。訂正する場合には二重線で見え消し修正をして、訂正印を押印してください。
- イ) 使用している猟具の番号に○をつけてください。
- ウ) 銃銃を所持している場合は、銃銃所持許可証の番号と交付年月日を記入してください。
- エ) 申請書の右上部分枠に受験希望日・会場を記入し、側に写真を貼って提出してください。
- オ) 沖縄県収入証紙を貼付してください。

② 写真 1枚

- * 申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。

③ 手数料

- ア) 1申請当たり2,900円の沖縄県収入証紙を貼ってください。
- イ) 2種類以上の狩猟免許所持者は、更新する免許の種類数×2,900円分の収入証紙を貼ってください。(例：2種類の狩猟免許を更新する方は5,800円分の証紙を貼付)
* 収入印紙とお間違えのないようご注意ください。

④ 銃銃所持許可証の写し（住所のページのコピー1枚を添付）

- * 第1種銃銃免許所持者又は第2種銃銃免許所持者のみ添付

⑤ 医師の診断書（次の者は診断書を添付）

- ア) 網猟免許・わな猟免許のみの所持者
- イ) 第1種銃銃免許所持者又は第2種銃銃免許所持者で何らかの事由により、銃銃所持許可証のコピーが提出できない者
 - * 網猟・わな猟免許と第1種銃銃免許又は第2種銃銃免許の両方を所持している者で、銃銃所持許可証の写しを添付している者は、医師の診断書は必要ありません。
 - * 医師の診断書が1週間ほどかかる場合もあるので早めの受診をお勧めします。

〔裏面もご覧ください〕

(II) 申請書類の提出先（県の出先機関）

| 住所地 | 申請書類の提出先 |
|--|--|
| 【本島】 恩納村・金武町 以北 【周辺離島】 伊江村、伊平屋村、 伊是名村 | 沖縄県北部農林水産振興センター 森林整備保全課 TEL：0980-52-2832 住所：〒905-0015 名護市大南 1-13-11 |
| 【本島】 読谷村・うるま市 以南 【周辺離島】 渡嘉敷村、座間味村、 粟国村、渡名喜村、 久米島町、北大東村、 南大東村 | 沖縄県南部林業事務所 TEL：098-941-2583 住所：〒900-0029 那覇市旭町 116-37 沖縄県南部合同庁舎 5 階 |
| 宮古島市・多良間村 | 沖縄県宮古農林水産振興センター 農林水産整備課 TEL：0980-72-2365 住所：〒906-0012 宮古島市平良字西里 1125 |
| 石垣市・竹富町・与那国町 | 沖縄県八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 TEL：0980-82-2342 住所：〒907-0002 石垣市字真栄里 438-1 |

ア) 申請書類の提出締切日は、各地区の試験会場ごとに異なっております。試験会場ごとの提出締切日については、(一社)沖縄県猟友会が通知しますので、希望する受験日・会場の提出締切日を十分にご確認の上、期限内に、直接又は郵送により提出してください。

※提出締切日を過ぎた場合は、申請書類を受け付けません。

※郵送の場合、提出締切日の消印は有効とします。

イ) 提出締切日を過ぎた場合は、申請書に記載した希望受験日・会場を変更し、変更した受験日・会場の提出締切日までに提出してください。

(III) 免許更新試験について

ア) 狩猟免許の更新試験は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 48 条第 1 号に掲げる事項に係る適性試験（視力・聴力・運動能力についての適性検査）を行います。
 ※密集をさけるため、受験者ごとに時間帯をずらして実施する予定です。

イ) 更新講習会は、一カ所に集中して講習を受講する形式ではなく、郵送したテキストや資料等を活用し、受講者の自宅において学習する代替講習で実施するとし、履修状況については郵送するチェックリストにて確認することとしました。テキスト及び資料等は申請書を提出した方に後日郵送します。

ウ) 講習試験当日は、後日郵送します資料(チェックリスト等)を持参の上、指定された時間内に会場へおこしてください。その際にはマスクの着用をお願いします。なお、当日の健康状態を確認する必要があるため、健康状態申告書も必ず記入の上持参してください。

(IV) 狩猟免状について

ア) 更新した新しい狩猟免状は、更新前の免状と引換えに交付することとなっておりますので、更新前の免状については以下①、②のいずれかの方法で提出してください。

①新しい免状の交付を郵送で希望する場合

更新前の免状を、令和4年9月15日までにお住まいの住所地を管轄する(II)の出先機関へ提出してください。申請書類と一緒に、又は講習会場にて提出していただいても構いません。新しい免状は、更新前の免状の提出を確認した後、9月下旬頃に郵送します。

②新しい免状の交付を直接手渡しで希望する場合

事前に連絡をし、更新前の免状をお持ちのうえ、9月15日(木)に県自然保護課へお越しください。更新前の免状を確認後、直接、新しい免状を交付いたします。

イ) 過去3年以内に、住所又は氏名を変更し、届け出ていない者は、更新申請書類と併せて、住所変更届出書(第3号様式)、狩猟免状原本、住民票1通(又は運転免許証の写し)を(II)の出先機関へ提出して下さい。更新する狩猟免状において、変更した住所又は氏名を書き換えます。

狩猟免許更新講習会の受講にあたっての注意事項

1 受付期間及び開始時間

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受講者毎に開始時間をずらして更新講習会を実施します。改めて郵送します案内文に明示されている時間及び会場で受講してください。密集を避けるため、指定時間に合わせた会場への到着となるようご協力をお願いいたします。なお、所要時間は30分程度を予定しています。

2 更新講習会の内容について

講習会当日は適性試験のみを実施します。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第61条に規定する3時間の座学講習については、本年度に限り感染拡大防止のため実施しません。代替措置として、後日テキスト及び資料等を郵送しますので受講者の自宅において学習してください。自宅での履修状況をチェックリストにて確認しますので、講習会当日に持参してください。

3 提出書類について

- (1) 自宅での履修状況を確認するためのチェックリスト
- (2) 健康状態申告書

4 その他

- ・発熱(37.5℃以上)や風邪の症状がみられる方は、受講を見合わせてください。
- ・受講するにはマスクの着用をお願いします。
- ・手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行をお願いします。

